

農業委員会総会議事録

(令和5年4月11日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年4月11日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町4番18号 熊本市国際交流会館 4階第3会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

3番 西田 廣行 22番 西富 大二郎

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日、議席番号3番の西田委員及び22番の西富委員については、事前に欠席の届け出がっております。したがって、本日の農業委員会への出席は、農業委員総数24名中22名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

なお、中部・東部地区の議事参与制限の案件に係る協議内容の報告のため、小平推進委員に出席いただいております。よろしく申し上げます。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、本日の総会は、新年度に入りまして第1回目の総会でございます

ます。先ほどご紹介がありましたが、新しく事務局職員になられた皆様には、農業委員会での今後の活躍をご期待申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、2番の小佐井亮祐委員と4番の上田定信委員を、書記に事務局の中村絵理夏主任主事を指名いたします。よろしく申し上げます。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの7件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請32件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。申請地には、水稻を作付される予定とのことです。

2番は、経営拡張のため所有権移転に伴う申請です。申請地には、牧草を作付される予定とのことです。

以上、2点、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、露地野菜を作付されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、露地野菜を作付されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

5番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び露地野菜を作付されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

6番と7番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを作付されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま3番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、8番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている兼業農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

9番は、従兄弟への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンや栗などを栽培されている農地所有適格法人で、申請地には柿と栗を栽培される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま8番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

11番から15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、ネギを栽培されている農家で、申請地にはネギを作付される計画です。

12番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

13番、14番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。申請人は、どちらも水稻を栽培されている兼業農家で、許可後は共に水稻を作付される計画です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま11番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
次は、16番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

16番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

16番は、甥へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、17番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

17番から18番につきまして地区委員会で協議状況を報告いたします。

17番から18番は関連です。耕作の便宜上交換のための所有権移

転の申請です。譲受人、譲渡人はそれぞれ水稻、露地野菜を作付されており、許可後は、水稻、露地野菜を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま17番、18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、19番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

19番から20番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。先月、農地所有適格法人としての利用権について確認すべき点があるため、継続審議とした案件です。今回、関係書類を確認し、農地所有適格法人としての要件に満たしていることを確認しました。譲受人は、牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま19番、20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、21番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

21番から27番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

21番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、栗、ミカンなどを栽培される専門農家で、許可後、申請地にはブロッコリーを作付される予定です。

22番も、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稻を栽培される兼業農家で、許可後、申請地には、水稻を作付される予定です。

23番と24番は関連で、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稻、スイカなどを栽培される専門農家で、許可後、申請地には、水稻を作付される予定です。

25番は、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稻、スイカなどを栽培される専門農家で、許可後、申請地には、水稻を作付される予定です。

26番も、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、カボチャなどを栽培される専門農家で、許可後、申請地には、カボチャを作付される予定です。

27番につきましても、経営拡張のため所有権を移転される申請です。譲受人は、水稻、梅などを栽培される専門農家で、許可後、申請地には、梅を作付される予定です。

以上7件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま21番から27番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、28番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

28番から32番について地区委員会での協議状況をご報告いたし

ます。

28番は、所有権を移転し子へ贈与される申請であります。譲受人は、水稻、トマト、ジャガイモなどを栽培される専業農家で、許可後は引き続き、水稻、トマト、ジャガイモを作付される予定であります。

29番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、栗を栽培される専業農家で、許可後は、大豆、カライモを作付される予定であります。

30番は、農地所有適格法人による経営拡張のための所有権移転の申請であります。当該法人は、水稻、アスパラガスなどを栽培される法人で、農地所有適格法人としての要件も備えており、問題はありませぬ。申請地には、許可後、シイタケを作付けされる予定であります。

31番と32番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請であります。31番の譲受人は、水稻、栗を栽培される兼業農家で、許可後は、栗を作付される予定であります。また、32番の譲受人につきましては、水稻、サツマイモなどを栽培される専業農家で、許可後は、カボチャを作付される予定であります。

以上5件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものとして協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま28番から32番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、宅地建物取引を営む法人が、平成30年12月に申請地1筆を建売住宅4区画及び公衆用道路として利用するため、農地法第5条の許可を受けたものですが、その隣接地に建売住宅4区画を加えた建

売住宅8区画としての利用計画変更申請です。先月の総会の審議により継続審議となった案件です。継続とした理由は、申請地近くの場所で同法人による農地農業利用が不明確なところがあったことによるものです。今回、地区委員会での現地確認及び同法人からの聞き取りにより、農地の状況を確認しました。

なお、本申請と併せ面積拡張分の5条許可申請書が同時に提出されておりましたが、同様に転用状況を確認しました。

以上1件について、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。次は、2番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

2番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、令和5年1月、太陽光発電施設の変電施設として利用するため、農地法第5条の許可を受けておられましたが、融資予定の金融機関より変電施設とその本体となる太陽光発電施設の事業区域の所有権を統一するよう要望があったことから、今回、転用事業者を変更する必要が生じたため申請されたものです。

土地利用計画につきましては、変電所を1棟、鉄塔を1基の建設のほか、駐車場などとして利用する計画で、当初計画から変更はなく、問題はないものと判断いたします。また、資金計画についても、事業継続者から改めて資金証明書が提出されており、問題はないものと判断いたします。工事につきましては、当初の計画どおり令和5年9月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

また、今回の変更に伴いまして、当初計画者と承継者の間で、所有権移転が必要となることから、本申請と同時に農地法第5条の許可申請が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、今回の事業計画変更については、変更後の事業の必要性及び確実性が認められることから、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

1番につきまして地区委員会の協議状況を報告いたします。

1番は、農地所有適格法人による農業用倉庫及び農業用駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で、原則不許可ですが、農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されており、不許可の例外規定の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、敷地面積1, 475㎡のうち転用面積1, 023㎡に農業用倉庫及び農業用駐車場を設置される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和5年9月30日までを予定されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、2番。

18番 田上泰則委員

18委員、田上です。

2番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積905㎡に、普通車両18台分の貸駐車場及び転回スペース、駐車場メンテナンス用品の保管用倉庫1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は、以前資材置場として貸し出された際に、借人によって砂利敷きされたとして、経緯と今後このようなことが無いようにする旨の顛末書が提出されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、3番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う更新のため

めの許可申請です。今回は3回目の更新で、許可後の一時転用期間は3年間です。農地区分は、甲種農地で原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものとして、不許可の例外に該当すると判断いたしました。

土地利用計画は、事業面積4,244㎡に太陽光パネル1,620枚、パネルの高さ2.1mから2.5m、発電量413.1kW、遮光率90.4%で、支柱部分などの転用面積は、パネル支柱324本、フェンス支柱131本とキュービクル受電装置2基で36.1㎡です。太陽光パネルの直下面積2,870㎡でミョウガを栽培されており、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。

営農計画書と営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な単収等の数値、九州電力との接続契約書の系統連結承諾通知書の写し、また、知見を有するものとしてJA熊本市営農部より意見書も添付されております。

雨水は自然浸透させ、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼす恐れはないものと思われま

す。また、今回の更新申請において、下部農地での単収が地域の平均的な単収と比較して8割以上の収量が確認できたことから、下部の農地における営農は引き続き適切に行われているものと判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものとして判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、3番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。次は、4番。

23番 福嶋德行委員

23番委員、福嶋です。

4番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、農業用倉庫への転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地の選定にあたりましては、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地414㎡に農業用倉庫1棟を建築するほか、通路などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。工事は、令和5年10月31日完了予定で、許可後、すみやかに着工されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地条件及び一般基準いずれの許可基準も満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請46件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番から5番につきまして先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、使用貸借権設定による個人住宅と公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。また、代替地についても検討されましたが、交渉が成立せずに申請地を選定されたとのことでした。

土地利用計画は、総転用面積280.14㎡に木造平屋建て1棟及

び公衆用道路として建設される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和5年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、所有権移転による貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地化傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、総転用面積461㎡に近隣の事業所の従業員の駐車場として普通車両13台分の貸し駐車場として使用される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和5年7月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、申請地の一部に既に道路として使用されており、使用したことに対して深く反省している旨の顛末書が提出されております。

3番は、不動産業を営む法人が所有権の移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの保育施設及び1つの医療機関がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、立ち木を含む総事業面積1,384㎡に転用面積102㎡を建築条件付売買予定地として4区画及び公衆用道路として整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和6年5月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査済みとのことです。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

4番は、土木工事業を営む法人が所有権の移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地を検討されましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、転用面積999㎡を建築条件付売買予定地として

専用住宅4区画及び新設道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。しかし、現地は雑木が繁茂しており、転用行為の確実性が認められなかったため、継続審議といたしました。

5番は、不動産業を営む法人が所有権の移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。山林等を含めた代替地の検討もされましたが、売却の予定がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、総事業面積2,351㎡、転用面積2,330㎡を建築条件付売買予定地として8区画及び新設道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和6年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可は事前審査済みとのことです。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、4番は転用行為の確実性がなかったことから継続審議、1番から3番、5番は、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま1番から5番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、1番、2番、3番、5番は、申請どおり許可することに決定し、4番は、継続審議とすることにいたします。

次に、6番は、譲渡人が議席番号の17番の眞鍋委員本人でございますので、農業委員会第31条第1項の規定による議事参与の制限により議事に参与することができません。眞鍋委員は、関係案件の審議終了まで、議場から退出していただきます。眞鍋委員、よろしく願いいたします。

17番 眞鍋宣孝委員 退出

議 長 それでは、地元委員より6番の報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 小平委員

小山戸島地区農地利用最適化推進委員の小平です。

6番から8番までにつきまして先日の地区委員会での協議状況をご報告します。

6番から8番までは関連で、建築機械及び建築車両並びに自動車のリース、レンタル業等を営む法人の所有権の移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地も検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのことでした。

土地利用計画は、総転用面積8,713㎡にバックホー、ブルドーザーなどの大型建設機械21台分の駐車スペースや、作業スペースとして利用される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和5年5月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいま6番から8番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

なお、6番から8番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

それでは、眞鍋委員に入室をお願いいたします。

17番 眞鍋宣孝委員 入室

議長 次は、9番です。説明をお願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

9番から14番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、使用貸借権の設定による農業用作業所、農業用倉庫及び農業用駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。先日の地区委員会で現地調査を行いました。申請地は既に農業用作業場として使用されており、今回の申請にあたっては、顛末書が提出されております。

土地利用計画は、転用面積814㎡に農業用倉庫、駐車場、作業所を設置される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。転用期間は、令和5年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積265㎡に事業用の資材置場を設置される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。転用期間は、令和6年3月31日までを予定されており、許可後は、速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、所有権移転による個人住宅及び後退道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積265㎡に木造2階建て1棟及び住居建築に伴い発生する後退道路を設置される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集

落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査回答済みとのことです。工事期間は、令和6年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

12番から14番は関連で、13番から14番は不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用と、12番は、13番から14番の申請地に隣接する住宅への進入路を設置する賃借権設定の転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積2,168.07㎡、総転用面積1,896㎡に建築条件付売買予定地7区画及び公衆用道路の設置と、この転用に伴い隣接する既存住宅への進入路を新たに設置する計画で、転用面積としては、適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は、令和6年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上6件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま9番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

15番から17番につきまして地区委員会での協議状況を報告いた

します。

15番、16番は関連で、所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,536㎡に建築工事に必要な仮設材、砕石、路盤材等の仮置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和5年6月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

17番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積172㎡に自家用車6台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和6年4月17日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま15番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、18番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

18番から19番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番は、使用貸借権の設定による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積405㎡に個人住宅1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和5年12月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。

19番は、宅地建物取引業を営む法人が、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。第2号議案、1番の事業計画変更承認申請と同時申請分です。この案件につきましては、事業計画変更承認申請と同様に、先月の総会の審議による継続審議となった案件です。継続とした理由は、申請地近くの場所で、同法人による農地の状況が不明確なところがあったことによるものです。今回、地区委員会での現地確認及び同法人からの聞き取りにより、農地の状況を確認しました。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当するものと判断しました。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,158㎡に建売住宅4区画と公衆用道路、用悪水路を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は、令和7年4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。

以上2件について、先日の地区委員会での現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用基準を満たしているものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま18番、19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、20番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

20番から32番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、建築工事業を営む法人が所有権移転し資材置場を整備する転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周囲で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に重機、トラック置場、コンクリート二次製品置場、山砂利、山砂、碎石置場などを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和5年8月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。なお、申請地は一部埋立てされており、今後は農地法を遵守するための始末書の添付がされております。

21番から25番は関連で、建築工事業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地も検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、田、樹木を含む総事業面積3,920㎡に建築条件付売買予定地16区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課から事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期

間は、令和7年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

26番は、建築工事業を営む法人が所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、田、樹木を含む総事業面積1,740.37㎡に建売住宅7棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課から事前審査の回答書の写しが添付されております。工事期間は、令和6年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

27番から31番は関連で、土木工業を営む法人が所有権移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周囲で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、田、樹木を含む総事業面積8,049㎡に重機置場、コンクリート二次製品置場、パネル置場、山砂置場、通路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は、令和5年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

32番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周囲で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、132.90㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は、令和6年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手

されることを確認しております。

以上13件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま20番から32番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、21番から25番までと27番から31番までは、それぞれ総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、33番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

33番、34番について地区委員会で協議状況をご報告いたします。

33番は、土木建築業を営む法人が賃借権を設定し資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地958㎡を足場材、山砂などの資材置場のほか、業務用トラック等の駐車場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況から農地への影響もないものと思われます。工事は、令和5年6月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

34番は、使用賃借権を設定し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また、親が所有する農地であり、転用可能なことから、選定されたものです。

土地利用計画は、申請地350㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、周囲の状況、事業の内容から、周辺農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要となりますが、事前審査中のことで、許可の見込みはあるものと判断します。工事は、令和6年10月1日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準、一般基準いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま33番から34番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、35番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

35番から46番について地区委員会での協議状況をご報告いたします。

35番は、土木建築業を営む法人が賃借権を設定し、資材置場及び車両置場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地445㎡を建築用資材置場、及び車両置場として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われま。工事は、令和5年12月20日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

36番と37番は関連で、リフォーム工事業を営む法人が賃借権を設定し、資材置場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断

されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、条件にあわず、また会社から近いため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2筆合わせて2,248㎡ですが、37番については、950㎡の一部、83㎡を転用するもので、総転用面積は1,381㎡を建築資材置場のほか重機、駐車場などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は、令和5年4月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

38番は、所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、集落に接続して住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地を含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また、申請地は祖父名義の農地で転用可能なことから、選定されたものです。

土地利用計画は、申請地499㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査中で許可の見込みはあるものと判断します。工事は、令和6年3月31日に完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

39番につきましても、所有権を移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されますが、今回の申請は、集落に接続し住宅を設置するものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地がなかったこと、また、申請地は祖父名義の農地で転用可能なことから、選定されたものです。

土地利用計画は、申請地417㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査中で許可の見込みはあるものと判断いたします。工事は、令和6年3月31日に完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認し

ております。

40番は、土木工事業を営む法人が賃借権を設定し現場事務所及び資材置場に転用する申請です。なお、今回の申請は、植木火葬場の改修工事と併せて施工される、道路改良工事に必要な現場事務所への一時転用で、期間は令和6年6月30日までとなっております。農地区分が、農用地区域内にある農地ですが、今回の申請は、申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに条件にあう土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地2、469㎡に休憩所を兼ねた現場事務所1棟を建築するほか、コンクリート二次製品、砕石などの資材置場及び駐車場などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は、許可後、すみやかに着手されることを確認しており、利用期間は、先ほど申し上げましたとおり令和6年6月30日までで、一時転用の期間終了後は、すみやかに農地に復元していただくことを確認しております。

41番は、第2号議案の4番でご承認いただいた事業計画変更承認申請と、同時申請分で、事業承継に伴う所有権移転の申請です。転用目的は変電施設で、事業内容等につきましては、先ほどご説明したとおりです。

42番と43番は関連で、所有権を移転し農家住宅へ転用する申請です。農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設と医療施設があることから、第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地2筆合わせて861㎡に農家住宅及び農業用倉庫1棟の建築のほか、駐車場などとして利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われます。工事は、令和6年4月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

44番は、土木工事業を営む個人が、所有権を移転し資材置場と転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに条件にあう土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地1, 313㎡に土木工事に必要な山ズリ、砕石などの資材置場のほか、通路として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われまます。工事は、令和5年8月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

45番、46番は関連で、建築工事業などを営む法人が、所有権を移転し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿線の区域で、申請地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地2筆、総転用面積2,353㎡に建売住宅7区画を造成するほか、道路として利用する計画で、転用面積は適正なものと判断します。資金計画、給排水計画に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われまます。工事は、令和7年6月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上12件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地条件及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま35番から46番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号及び第6号議案は関連ですので、併せて説明をします。まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画1号について説明します。

初めに、所有権移転ですが、議案書21ページの1番から24ページ6番までの合計6件で、公社による買取りのみが6件です。面積は、6件合わせまして、田6,940㎡、畑4,772㎡の合計1万1,712㎡で、売買価格は備考欄記載とおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。議案書24ページの7番から41ページの49番までの合計43件です。契約期間別では、6年未満が36件、10年以上が7件で、面積は43件合わせて、田12万8,474㎡、畑2万3,777㎡の合計15万2,251㎡です。なお、権利の種類は、賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、施設野菜、その他です。

次に、再設定分です。議案書41ページの50番から51ページの72番までの合計23件で、契約期間別では、6年未満が12件、6年以上10年未満が1件、10年以上が10件で、面積は23件合わせて、田8万7,598㎡、畑3万1,277㎡の合計11万8,875㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、果樹、その他、飼料作物、露地野菜、施設野菜、雑穀となっております。

続きまして、第6号議案です。議案書54ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。議案書55ページの1番から70ページの39番までです。契約期間別では、6年未満が8件、10年以上が31件で、面積は39件合わせまして、田14万6,323㎡、畑6,697㎡の合計15万3,020㎡となっております。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しております。これらの案件全てが一括方式となっております。

以上の案件については、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法及び中間管理事業に関する各規定要件を満たしていることが確認されています。

第5号及び第6号議案の説明については以上です。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は、水稻及びナスを栽培されている農家で、対象農地8筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次は2番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、贈与税の納税猶予継続のための、引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、地元農業委員と推進委員が現地調査を行い、その結果を地区委員会で報告いただいておりますが、対象農地15筆につきましては、引き続き願出人により農地として適正に耕作、管理されていることが確認されております。

そのようなことで、先日の地区委員会におきましては、証明書交付について、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から11番までの合計137件となっております。件数のみ報告します。以上です。

議長 次に、次第6のその他です。事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、まず、職員の任免についてご説明をいたします。

左上に職員の任免についてと書いております両面印刷の資料をご覧ください。

まず、退職でございますが、森元前副事務局長はじめ5名が3月31日付で退職し、同日、会長より退職辞令が交付されました。また、転出でございますが、廣岡前事務局長をはじめ8名が4月1日付で全員市長事務部局へ転出しております。表の右側には、それぞれ新しい配属先を記載しております。

続いて、裏面をご覧ください。

転入でございますが、吉住事務局長をはじめ12名が新たに事務局職員として4月1日付で配属されました。こちらは、表の右側に前職のほうを記載しております。

最後に、配置換え、昇任でございますが、岩永富合・城南分室長をはじめ5名が4月1日付で配置換えまたは昇任をしております。

職員の任免についての説明は以上でございます。

議長 次に、令和5年度最適化活動目標設定について説明をお願いします。

事務局 令和5年度最適化目標の設定等です。資料に沿って説明をさせていただきます。

令和5年の最適化目標の設定ということで、I、こちらについては、

前回と変わっておりません、数値は同じです。それから、そのⅡの農家・農地等の概要についても、経営体、総農家数、基幹的農業従事者数等については、2020の農林業センサスの数値で、令和4年度の目標と同じです。

一番右側の表、認定農業者数から集落営農組織まで、令和4年度の実績について、農業支援課のほうからいただいた数値です。ただし、基本構想水準到達者については、令和4年度の農家台帳のほうから抽出したものです。それから、耕地面積については、令和4年の農林水産関係市町村別統計からで、昨年度は1万1,000haだったのですが、令和4年度末は1万900haと、約100ha減少しております。続いての最適化の目標、こちらも管内の農地面積は、先ほどと同じ1万900ha。これまでの累計の集積面積は令和4年度末で6,227ha、集積率については57.12%となっています。

②の目標につきましては、令和11年度までに80%まで集積率を上げるということで、これは昨年度と同じです。それから、今年度末については、今年の単年度目標を100haに設定しておりますので、先ほどの累計に100ha足した分で集積率は58.04%。それから、遊休農地の解消については、1号の遊休農地面積が96.4ha、うち緑区分が37.6haと、黄色区分が58.8haになっております。目標については、令和3年度にあった緑区分の遊休農地面積53haを令和3年から5年間で解消するというので、この5分の1の数値で、11haを解消目標とし、黄色区分については、令和3年度の実績が59haありましたので、目標は、昨年度と同じにしています。新規発生遊休農地の解消には、前年発生した分が単年度で2.9haありましたので、この分を解消していく目標にしました。

(3) 推定の地域参入の農地については、令和4年度14経営体、受け入れ先が13ha、経営体は、令和4年分の議案書から抽出したものを農家台帳で経営面積を調べ、13haでした。②番については、昨年と同じ目標にしました。2の最適化の活動目標、委員等が最適化活動を行う目標の日数については、昨年度は1人当たり月6日としておりましたが、今回は10日としました。強化月間については、昨年と同じ年3回農地パトロールが2回と新規参入者のフォローアップということで、目標を設定しています。

最後になりますが、新規参入相談会の参加目標は、毎月10日と25日、月2回開催しております。10日が北東部、25日が西南部で、北区役所、西区役所でそれぞれ開催しています。参加者数は延べの20人、25日の西南部については、参加数40人という目標としてい

ます。また、一部委員さんからご意見があった相談会の内容、在り方については、担当課の農業支援課へその内容を伝えていただきますのでご了承ください。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

一 同 　　（発言する者なし）

議 長 　　何もないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

　　なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。

　　よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　ありがとうございました。それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 　　午後4時43分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年4月11日

議 長 福原 幸一

署名委員 小佐井 亮祐

署名委員 上田 定信

書 記 中村 絵理夏